

第8章

産業財産権制度の見直しについて

グローバル市場における競争が新興国を含めて激化する中、我が国企業の競争力を持続させていくためには、イノベーションを促進し、新たな技術や産業を生み出すための環境を整備することが必要である。

本章では、近年行われた産業財産権制度の見直しを紹介するとともに、現在検討されている新たな産業財産権制度について紹介する。

1 近年行った産業財産権制度の見直し

今後10年で世界最高の「知的財産立国」を目指すこととしている「日本再興戦略」及び「知的財産政策に関する基本方針」（いずれも2013年6月閣議決定）の着実な実行のために、以下の(1)～(7)を柱とした「特許法等の一部を改正する法律案」を2014年3月11日に閣議決定し、第186回通常国会に提出、同年4月25日に可決・成立し、5月14日に法律第36号として公布された。2015年4月1日から施行されている。ただし、地域団体商標の登録主体の拡充（下記1. (4)）については、2014年8月1日に施行され、複数国への一括出願を可能とするジュネーブ改正協定への加入に向けた対応（下記1. (3) 及び(6)の一部）については、2015年5月13日から施行されている。

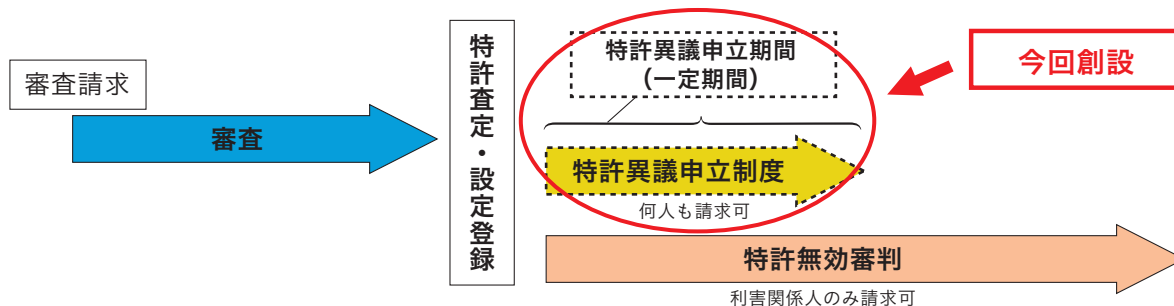
(1) 新たな「特許異議申立制度」の創設

2003年の法改正による旧特許異議の申立制度の廃止後、特許無効審判の請求件数は一時的には増加したものの、手続面や金銭面での負担が大きいことからその後請求件数は伸び悩み、現在は当該制度廃止前の水準で推移している。他方で、我が国企業の国際展開の促進を背景に、この10年間でグローバル出願の件数は増加しており、日本発の技術を核にグローバルに権利の取得・活用を進めようとする企業を中心として、我が国における特

許権の早期安定化に関するニーズが顕在化した。また、近年、出願公開前に特許査定される等といった審査の早期化により、情報提供の機会が十分でないまま特許になるものが増加し、情報提供制度の機能が低下することへの懸念も高まっている。

このような背景から、2014年の改正では、特許無効審判制度（請求について期間の制限がない）に加え、申立期間を一定期間に制限し、全件書面による審理とするなど、特許権の早期安定化を図りつつ制度ユーザーの負担

2-8-1 図 特許異議申立制度の創設（特許異議申立制度と特許無効審判制度との比較）



が少ない特許異議申立制度を創設することとした。これに併せ、特許無効審判は利害関係人に限り請求できることとした。

(2) 救済措置の拡充等

従来の特許法等に定められた手続については、手続をする者に災害等のやむを得ない事由が生じた場合における救済措置が手当てされていないものが多く存在していた。

東日本大震災の発生時には、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）に基づき、特許法も含めた我が国法律上の手続期間について必要な救済措置を遺漏なく講じたが、この経験から、手続をする者に災害のみならず救済すべき事由が発生した際には、その者が国内外のいずれにいるかを問わず、一層迅速な救済対応を講ずる必要性が明らかとなった。

このような背景から、2014年の改正では、特許法条約や他国の法制度に倣い、災害（海外のものも含む）等のやむを得ない事由が生じた場合には、迅速な手続期間の延長を可能とする等、制度利用者の利便性の向上に資する救済措置の整備を行った。

(3) 複数国への一括出願を可能とするジュネーブ改正協定への加入に向けた対応

我が国は、複数国への意匠の一括出願を可能とするジュネーブ改正協定に加入していなかったが、我が国の主な貿易投資相手国が本協定に加入しつつある近年の状況を受け、意

匠の国際出願に関するコストを低減し優れたデザインの製品の一層の国際展開を促進する観点から、我が国企業からの協定加入に係るニーズが顕在化した。

このような背景から、2014年の改正では、他国において意匠権を低コストで取得できるよう、ジュネーブ改正協定に基づき、日本国民等が日本国特許庁を通じた国際出願（国際登録出願）をすることができるようにするための規定の整備及び日本国を指定締約国とする国際出願について、ジュネーブ改正協定と整合させながら我が国意匠法の規定による審査等の手続を適切に行うための規定の整備を行った。

(4) 地域ブランドによる地域活性化と地域団体商標の登録主体の拡充

我が国では、地域活性化や地域産業の発展を支える地域ブランドの普及・展開を図る観点から、2006年に地域団体商標制度を導入し、これまでに570件を超える地域ブランドが保護されている。この地域団体商標を利用できる者は、改正前は、事業協同組合等のみに限定されていたが、近年では、これに該当しない商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人が新たに地域ブランドの普及に取り組み、地域活性化等に貢献している事例が増加していた。

このような背景から、2014年の改正では、地域ブランドの普及の担い手である商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人（NPO

2-8-2 図 普及が進む地域ブランドの例



香川県小豆島の「小豆島オリーブオイル」（NPO 法人小豆島オリーブ協会）

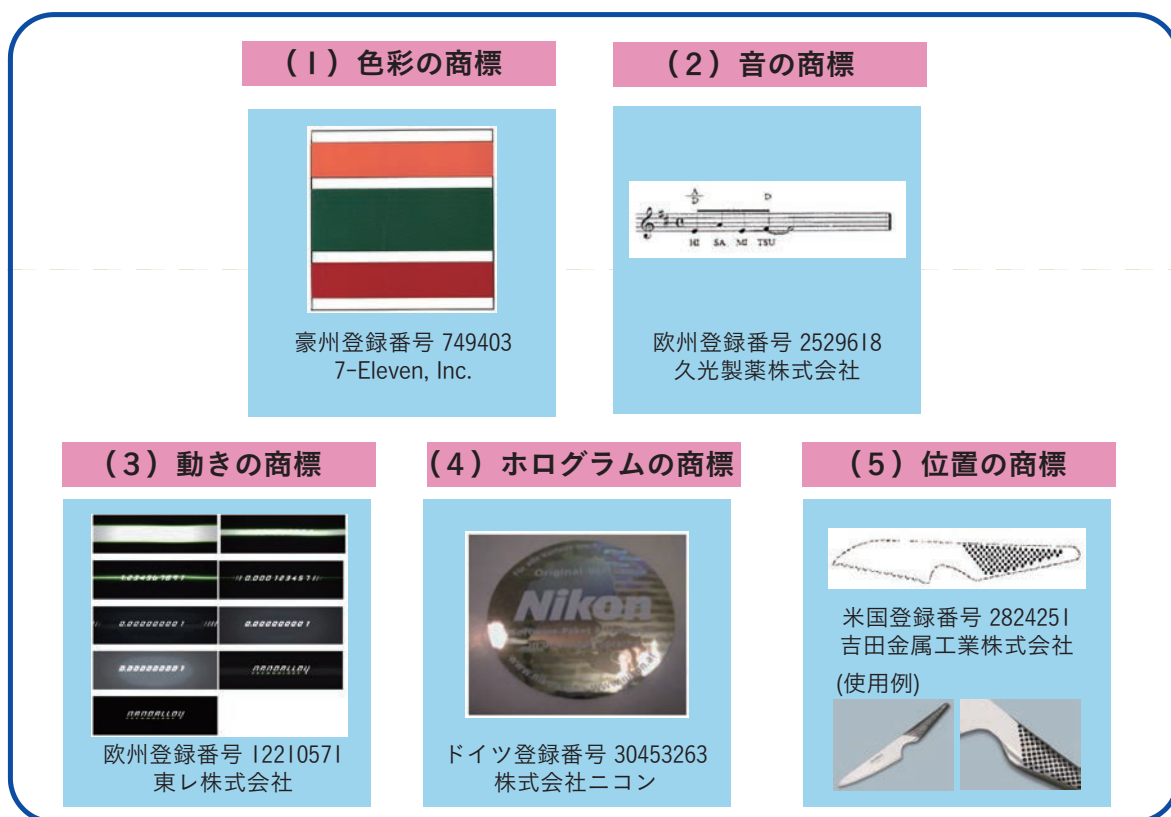
法人)を地域団体商標制度の登録主体に追加した。

(5)「色彩」や「音」等の新しいタイプの商標の保護の導入

近年、企業のブランド戦略は多様化しており、企業は自らの商品又はサービスを他者のものと区別するために、色彩や音等を商標として使用している。我が国の商標法では、こうした商標を保護対象とはしていなかった一

方で、諸外国では既にこれらの商標を保護するための制度整備が進んでおり、現に我が国企業が諸外国でこうした商標の権利取得を進めるなど、我が国企業からの保護ニーズが顕在化した。このような背景から、2014年の改正では、既に他国で広く保護対象となっている色彩や音といった商標について、我が国商標法の保護対象に追加するとともに、出願手続等について所要の規定の整備を行った。

2-8-3 図 新しいタイプの商標 (海外登録例)



(資料)特許庁作成

(6)専門家としての質を向上させるための弁理士制度の見直し

世界最高の知的財産立国の実現に当たっては、個々の企業や事業者の知的財産戦略を強力に支援するための存在である弁理士が、より一層高品質なサービスを提供することが必要である。そこで、2014年の改正では、「知的財産に関する専門家」としての弁理士の使命の明確化や、アイデア段階での相談業務ができる旨の明確化及び1.(3)に係る意匠の国際登録出願に関する手続代理の追加等、弁

理士の業務の拡充等について所要の規定の整備を行った。

(7)その他

我が国企業の国際展開の促進を背景に、この10年間でPCT国際出願の件数は倍増している。こうした企業活動を強力に後押しすべく、PCT国際出願の手続の更なる利便性の向上が必要である。このような背景から、2014年の改正では、我が国特許庁が受理するPCT国際出願に係る他国の特許庁等に対

する手数料について、我が国特許庁に対する手数料と一括での納付を可能とするための所

要の規定の整備を行った。

2 新たな産業財産権制度の検討

グローバル化が進む中、「日本再興戦略」改定2014に基づき、「世界最高の知財立国」の実現を図るべく、我が国のイノベーションの促進及び国際的な制度調和のための知的財産制度の見直しを図るために、以下の(1)～(3)について産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において審議が行われ、2015年1月、同小委員会にてとりまとめられた報告書が公表された。これを受け、「特許法等の一部を改正する法律案」を2015年3月13日に閣議決定し、第189回通常国会に提出した。

(1) 企業のメリットと発明者のインセンティブが両立するような職務発明制度の見直し

企業による研究開発活動は、国内の研究開発投資の約7割を担うなど我が国のイノベーションの源泉となっている。グローバル競争が激化する中、企業の従業員による発明を奨励しつつ、企業が迅速・的確に知財戦略を実施することが必要である。

そのような状況の中、「日本再興戦略」改訂2014や「知的財産推進計画2014」において、企業のメリットと発明者のインセンティブが両立するような職務発明制度の見直しについて掲げられているところ、2014年3月から特許制度小委員会において職務発明制度の在り方について審議が行われた。

報告書では、(i) 従業者等に対して、現行の法定対価請求権と実質的に同等の権利を保障する、(ii) 職務発明に関する特許を受ける権利については、初めから使用者等帰属とする（ただし、(a) 従業者等帰属を希望する法人の不利益にならないものとする、

(b) 職務発明に関する契約等を有しない法人に対して特許を受ける権利が自動的に帰属することで、当該法人に所属する発明者の権利が不当に扱われ、トラブルの原因となることのないようにする、の2点を考慮した柔軟な制度とする)、(iii) 政府は、インセンティブ施策の策定に係る困難性を減少し、法的予見可能性を高めるため、関係者の意見を聴いて、インセンティブ施策についての使用者等

と従業者等の調整の手續（従業者等との協議や意見聴取等）に関するガイドラインを策定する、との方針が取りまとめられた。

(2) 特許料金等の改定に向けた検討

特許料金等については、特許料金等の改定を行った平成20年特許法改正法の附則において、「施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされており、また、2014年7月に決定された「知的財産推進計画2014」においても、「更にイノベーションの促進に資する効果的な料金制度とすべく、見直しを検討し、必要な措置を講ずる」こととされている。

そこで、知的財産権の取得・維持等に係る企業等の負担を軽減し、知的財産権の利用拡大を通じた企業競争力及び経済活性化を図るべく、特許料金等の改定について、特許制度小委員会にて審議が行われた。

報告書では、特許料や商標登録料及び更新登録料の引下げ、特許協力条約に基づく国際出願の調査手数料等を日本語及び外国語別の料金体系に改める、との方針が取りまとめられた。

(3) ユーザーの手續負担を軽減する特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約加入に向けた検討

特許法条約（Patent Law Treaty：PLT）及び商標法に関するシンガポール条約（Singa-

port Treaty on the Law of Trademarks : STLT) は、各国により異なる国内出願手続の統一化及び簡素化に関する条約である。

近年、出願件数が多い欧州諸国の両条約への加入が進んでおり、2013年12月には米国がPLTに加入するなど、手続面での国際的な制度調和が一層進められている。我が国としても、国際的な制度調和を図りつつ、制度ユーザーの出願手続にかかる負担の更なる軽減、利便性の向上を図るべく、両条約への早期の加入を実現することが適切であるため、特許制度小委員会で審議が行われた。

報告書では、外国語書面出願における翻訳文の提出期間の救済規定や、瑕疵ある出願について補完を可能とする制度の新設など、条約を担保するために必要な措置を講ずることが望ましい、との方針が取りまとめられた。